

## ◎特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

(平成二八年六月七日法律第七〇号)(衆)

### 一、提案理由(平成二八年五月一九日・衆議院本会議)

○西村康稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間の短縮等を図るとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備え置き期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対して貸借対照表の公告を義務づける等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものでございます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院内閣委員長報告(平成二八年六月一日)

○神本美恵子君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持ち出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とするとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長西村康稔さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。